



新潟県報

発行 新潟県

号外 2

平成25年7月12日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主要目次

規則

- 48 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)
- 49 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)
- 50 新潟県県税規則の一部を改正する規則(税務課)
- 51 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(産業立地課)
- 52 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(出納局管理課)

訓令

- 15 新潟県事務決裁規程の一部改正(人事課)

公安委員会規則

- 10 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則(警務課)

規則

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第48号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p>			<p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p>		
名 称	担任する事務	設置規定	名 称	担任する事務	設置規定
(略)			(略)		
新潟県救急 搬送・受入 協議会	(略)		新潟県救急 搬送・受入 協議会	(略)	
<u>新潟県立高等 学校生徒 の自殺案件 に関する調 査委員会</u>	<u>平成22年6月に新潟 県立高等学校の生徒 が自殺した案件につ いての調査及び検証</u>	<u>新潟県立高等 学校生徒の自 殺案件に関す る調査委員会 条例（平成25 年新潟県条例 第28号）第1 条</u>			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第49号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(保健所長への委任)</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(230)の2 (略)</p> <p>(230)の3 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第1項の規定による<u>第1種動物取扱業</u>の登録をすること。</p> <p>(230)の4 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項の規定による<u>第1種動物取扱業</u>の登録の拒否をすること。</p> <p>(230)の5 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定による<u>第1種動物取扱業</u>の登録の更新をすること。</p> <p>(230)の6 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第12条第1項の規定による<u>第1種動物取扱業</u>の登録の更新を拒否すること。</p> <p>(230)の7 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定による<u>第1種動物取扱業</u>の変更の届出を受理すること。</p> <p>(230)の8 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定による<u>第1種動物取扱業</u>の変更の届出を受理すること。</p> <p><u>(230)の9 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項の規定による犬猫等販売業の廃止の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(230)の10 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第4項において準用する同法第12条第1項の規定による第1種動物取扱業の変更の登録の拒否をすること。</u></p> <p><u>(230)の11 動物の愛護及び管理に関する法律第15条の規定により、第1種動物取扱業者登録簿を閲覧に供すること。</u></p> <p><u>(230)の12 動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項(同法第24条の4において準用する場合を含む。)</u>の規定による<u>第1種動物取扱業</u>の廃止等の届出を受理すること。</p>	<p>(保健所長への委任)</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(230)の2 (略)</p> <p>(230)の3 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第1項の規定による<u>動物取扱業</u>の登録をすること。</p> <p>(230)の4 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項の規定による<u>動物取扱業</u>の登録の拒否をすること。</p> <p>(230)の5 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定による<u>動物取扱業</u>の登録の更新をすること。</p> <p>(230)の6 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第12条第1項の規定による<u>動物取扱業</u>の登録の更新を拒否すること。</p> <p>(230)の7 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定による<u>動物取扱業</u>の変更の届出を受理すること。</p> <p>(230)の8 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定による<u>動物取扱業</u>の変更の届出を受理すること。</p> <p><u>(230)の9 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項において準用する同法第12条第1項の規定による動物取扱業の変更の登録の拒否をすること。</u></p> <p><u>(230)の10 動物の愛護及び管理に関する法律第15条の規定により、動物取扱業者登録簿を閲覧に供すること。</u></p> <p><u>(230)の11 動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項の規定による動物取扱業の廃止等の届出を受理すること。</u></p>

(230)の13 動物の愛護及び管理に関する法律第17条の規定により、第1種動物取扱業者の登録を抹消すること。

(230)の14 動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項の規定により、第1種動物取扱業者の登録を取り消し、又は業務停止命令をすること。

(230)の15 (略)

(230)の16 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第2項の規定による届出を受理すること。

(230)の17 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第3項の規定により、検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずること。

(230)の18 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第1項(同法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定により、動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。

(230)の19 (略)

(230)の20 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項(同法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定により、措置命令をすること。

(230)の21 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項(同法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定により、必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(230)の22 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の規定による第2種動物取扱業の届出を受理すること。

(230)の23 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の3第1項の規定による第2種動物取扱業の変更の届出を受理すること。

(230)の24 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の3第2項の規定による第2種動物取扱業の変更の届出を受理すること。

(230)の25 (略)

(230)の26 (略)

(230)の27 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第3項の規定により、必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

(230)の28 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第4項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

(230)の29 (略)

(230)の30 (略)

(230)の31 (略)

(230)の32 (略)

(230)の33 (略)

(230)の34 (略)

(231) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条

(230)の12 動物の愛護及び管理に関する法律第17条の規定により、動物取扱業者の登録を抹消すること。

(230)の13 動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項の規定により、動物取扱業者の登録を取り消し、又は業務停止命令をすること。

(230)の14 (略)

(230)の15 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第1項の規定により、動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。

(230)の16 (略)

(230)の17 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項の規定により、措置命令をすること。

(230)の18 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項の規定により、必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(230)の19 (略)

(230)の20 (略)

(230)の21 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第3項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

(230)の22 (略)

(230)の23 (略)

(230)の24 (略)

(230)の25 (略)

(230)の26 (略)

(230)の27 (略)

(231) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条

第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、犬若しくは猫を引き取り、又は引取りを拒否すること。

(232) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第5項の規定により、市町村長に対し、犬又は猫の引取りに関し協力を求めること。

(233)～(234)の2 (略)

(234)の3 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項の規定により、登録証を再交付すること。

(234)の4 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第8項の規定による登録証の亡失の届出を受理すること。

(234)の5 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第9項の規定による登録証の返納を受けること。

(234)の6 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第5項(同令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、許可証を交付すること。

(234)の7 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項(同令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、許可証を再交付すること。

(234)の8 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第8項(同令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の亡失の届出を受理すること。

(234)の9 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第9項(同令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の返納を受けること。

(234)の10・(234)の11 (略)

(234)の12 特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成18年1月環境省告示第22号)第3条第2号イの規定による特定飼養施設外における飼養又は保管の届出を受理すること。

(234)の13 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第3号の規定により、観覧者等の安全の確保の認定をすること。

(234)の14 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第4号の規定による飼養又は保管をする特定動物の数の増減の届出を受理すること。

(234)の15 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第4号ロの規定による飼養又は保管をした特定動物に係る報告を受理すること。

(235)～(267) (略)

第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、犬又はねこを引き取ること。

(232) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、市町村長に対し、犬又はねこの引取りに関し協力を求めること。

(233)～(234)の2 (略)

(234)の3 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項(同令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、登録証を再交付すること。

(234)の4 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第8項(同令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の亡失の届出を受理すること。

(234)の5 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第9項(同令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の返納を受けること。

(234)の6 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第5項(同令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、許可証を交付すること。

(234)の7 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項(同令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、許可証を再交付すること。

(234)の8 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第8項(同令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の亡失の届出を受理すること。

(234)の9 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第9項(同令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の返納を受けること。

(234)の10・(234)の11 (略)

(234)の12 特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成18年1月環境省告示第22号)第3条第1号イの規定による特定飼養施設外における飼養又は保管の届出を受理すること。

(234)の13 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第2号の規定により、観覧者等の安全の確保の認定をすること。

(234)の14 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第3号の規定による飼養又は保管をする特定動物の数の増減の届出を受理すること。

(234)の15 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第3号ロの規定による飼養又は保管をした特定動物に係る報告を受理すること。

(235)～(267) (略)

2・3 (略)	2・3 (略)
---------	---------

附 則

この規則は、平成25年 9月 1日から施行する。

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第50号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(局長に委任しない知事の権限)</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法第23条第1項第14号に規定する利子等、同項第15号に規定する特定配当等及び同項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る県民税の賦課徴収</p> <p>(2)～(12) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(局長に委任しない知事の権限)</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法第23条第1項第14号に規定する利子等、同項第15号に規定する特定配当等及び同項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る県民税の賦課徴収</p> <p>(2)～(12) (略)</p>
<p style="text-align: center;">(還付金等の還付又は充当の通知)</p> <p>第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。</p> <p>(1) 法第53条第20項（法第55条第5項において準用する場合を含む。）、<u>第32項、第35項及び第36項並びに法第72条の24の10第3項及び第7項、第72条の24の11第4項並びに第72条の28第4項（法第72条の41の4において準用する場合を含む。）の規定による法人の県民税又は事業税の中間納付額及びこれらに係る徴収金</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(還付金等の還付又は充当の通知)</p> <p>第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。</p> <p>(1) 法第53条第20項（法第55条第5項において準用する場合を含む。）、<u>第35項及び第38項から第41項まで並びに法第72条の24の10第3項及び第7項、第72条の24の11第4項並びに第72条の28第4項（法第72条の41の4において準用する場合を含む。）の規定による法人の県民税又は事業税の中間納付額及びこれらに係る徴収金</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年 1月 1日から施行する。

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第51号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（平成5年新潟県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前				
<p>別記 第1号様式（第3条関係） 事業計画書 1～4 （略） 5 計画投下固定資産額（円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備で(2)以外のもの</td> </tr> </table> <p>6～9 （略） (略)</p> <p>第2号様式（第3条関係） 個人事業税課税免除申請書 (略)</p> <p>注 (略)</p> <p>1 (略) 2 (略)</p> <p>(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書の写し (2) (略) (3) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が500万円以上であることを証する書類 <u>(4) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の3第18項の規定による確定申告書に添付すべきこととされている書類の写し</u> (5) (略)</p> <p>付表 個人事業税の課税標準の分割に関する明細書 (略)</p>	(略)	(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備で(2)以外のもの	<p>別記 第1号様式（第3条関係） 事業計画書 1～4 （略） 5 計画投下固定資産額（円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(3) 所得税法施行令第6条第2号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第2号から第7号までに掲げる減価償却資産</td> </tr> </table> <p>6～9 （略） (略)</p> <p>第2号様式（第3条関係） 個人事業税課税免除申請書 (略)</p> <p>注 (略)</p> <p>1 (略) 2 (略)</p> <p>(1) 所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の写し (2) (略) (3) 所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が2,700万円を超えていることを証する書類</p> <p style="text-align: center;"><u>(4) (略)</u></p> <p>付表 個人事業税の課税標準の分割に関する明細書 (略)</p>	(略)	(3) 所得税法施行令第6条第2号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第2号から第7号までに掲げる減価償却資産
(略)	(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備で(2)以外のもの				
(略)	(3) 所得税法施行令第6条第2号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第2号から第7号までに掲げる減価償却資産				

<p>記入上の注意</p> <p>1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6条の2第1項に定めるところによる。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>第3号様式(第3条関係) (略)</p> <p>注 1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア <u>法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第31号に規定する確定申告書の写し</u></p> <p>イ <u>法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)別表16(1)又は(2)の写し</u></p> <p>ウ <u>法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が500万円(製造業又は旅館業においては、<u>租税特別措置法施行令第28条の9第12項に規定する資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人にあっては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超えている法人にあっては2,000万円とする。</u>)以上であることを証する書類</u></p> <p>エ <u>租税特別措置法施行令第28条の9第19項の規定による確定申告書に添付すべきこととされている書類の写し</u></p> <p>オ (略)</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては<u>地方税法(昭和25年法律第226号)の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は、地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものである。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>記入上の注意</p> <p>1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、<u>地方税法施行規則第6条の2第1項に定めるところによる。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>第3号様式(第3条関係) (略)</p> <p>注 1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア <u>法人税法第2条第31号に規定する確定申告書の写し</u></p> <p>イ <u>法人税法施行規則別表16(1)又は(2)の写し</u></p> <p>ウ <u>法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が2,700万円を超えることを証する書類</u></p> <p>エ (略)</p> <p>記入上の注意</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては<u>地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は、地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものである。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(略)</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。
(経過措置)

- 2 改正後の新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の規定は、平成25年4月1日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第52号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） (1)～(246)（略） (247) <u>第1種動物取扱業登録申請手数料</u> (247)の2 <u>第1種動物取扱業登録更新申請手数料</u> (247)の3～(249)（略） (249)の2 犬又は <u>猫</u> の引取手数料 (250)～(585)（略）	別表（第2条関係） (1)～(246)（略） (247) <u>動物取扱業登録申請手数料</u> (247)の2 <u>動物取扱業登録更新申請手数料</u> (247)の3～(249)（略） (249)の2 犬又は <u>ねこ</u> の引取手数料 (250)～(585)（略）

附 則

この規則は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第15号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成25年9月1日から実施する。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第6 （第15条関係）		別表第6 （第15条関係）	
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)	
(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項		(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)		(略)	
保健所 生活衛生課長及び衛生環境課長	(1)～(21)の2 (略) (21)の3 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第14条第1項の規定による <u>第1種動物取扱業</u> の変更の届出を受理すること。 (21)の4 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定による <u>第1種動物取扱業</u> の変更の届出を受理すること。 (21)の5 <u>動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項の規定による犬猫等販売業の廃止の届出を受理すること。</u> (21)の6 動物の愛護及び管理に関する法律第15条の規定により、 <u>第1種動物取扱業者登録簿</u> を閲覧に供すること。 (21)の7 動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項（同法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による <u>第1種動物取扱業</u> の廃止等の届出を受理すること。 (21)の8 動物の愛護及び管理に	保健所 生活衛生課長及び衛生環境課長	(1)～(21)の2 (略) (21)の3 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第14条第1項の規定による <u>動物取扱業</u> の変更の届出を受理すること。 (21)の4 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定による <u>動物取扱業</u> の変更の届出を受理すること。 (21)の5 動物の愛護及び管理に関する法律第15条の規定により、 <u>動物取扱業者登録簿</u> を閲覧に供すること。 (21)の6 動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項の規定による <u>動物取扱業</u> の廃止等の届出を受理すること。

関する法律第22条の6第2項の
規定による届出を受理すること。

(21)の9 動物の愛護及び管理に
関する法律第24条の3第1項の
規定による第2種動物取扱業の
変更の届出を受理すること。

(21)の10 動物の愛護及び管理に
関する法律第24条の3第2項の
規定による第2種動物取扱業の
変更の届出を受理すること。

(21)の11 動物の愛護及び管理に
関する法律第25条第4項の規定
により、市町村長に対し、必要
な協力を求めること。

(21)の12 (略)

(22) 動物の愛護及び管理に関す
る法律第35条第1項(同条第3
項において準用する場合を含
む。)の規定により、犬若しくは
は猫を引き取り、又は引取りを
拒否すること。

(23) 動物の愛護及び管理に関す
る法律第35条第5項の規定によ
り、市町村長に対し、犬又は猫
の引取りに関し協力を求めるこ
と。

(24)・(25) (略)

(25)の2 動物の愛護及び管理に
関する法律施行規則(平成18年
環境省令第1号)第2条第8項
の規定による登録証の亡失の届
出を受理すること。

(25)の3 動物の愛護及び管理に
関する法律施行規則第2条第9
項の規定による登録証の返納を
受けること。

(25)の4 動物の愛護及び管理に
関する法律施行規則第15条第8
項(同令第18条第5項において
準用する場合を含む。)の規定に
よる許可証の亡失の届出を受理
すること。

(25)の5 動物の愛護及び管理に
関する法律施行規則第15条第9
項(同令第18条第5項において
準用する場合を含む。)の規定に
よる許可証の返納を受けること。

(25)の6・(25)の7 (略)

(21)の7 動物の愛護及び管理に
関する法律第25条第3項の規定
により、市町村長に対し、必要
な協力を求めること。

(21)の8 (略)

(22) 動物の愛護及び管理に関す
る法律第35条第1項(同条第2
項において準用する場合を含
む。)の規定により、犬又はねこ
を引き取ること。

(23) 動物の愛護及び管理に関す
る法律第35条第3項の規定によ
り、市町村長に対し、犬又はね
この引取りに関し協力を求める
こと。

(24)・(25) (略)

(25)の2 動物の愛護及び管理に
関する法律施行規則(平成18年
環境省令第1号)第2条第8項
(同令第4条第4項において準
用する場合を含む。)の規定によ
る登録証の亡失の届出を受理す
ること。

(25)の3 動物の愛護及び管理に
関する法律施行規則第2条第9
項(同令第4条第4項において
準用する場合を含む。)の規定に
よる登録証の返納を受けること。

(25)の4 動物の愛護及び管理に
関する法律施行規則第15条第8
項(同令第18条第4項において
準用する場合を含む。)の規定に
よる許可証の亡失の届出を受理
すること。

(25)の5 動物の愛護及び管理に
関する法律施行規則第15条第9
項(同令第18条第4項において
準用する場合を含む。)の規定に
よる許可証の返納を受けること。

(25)の6・(25)の7 (略)

<p>(25)の8 特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成18年1月環境省告示第22号)第3条第2号イの規定による特定飼養施設外における飼養又は保管の届出を受理すること。</p> <p>(25)の9 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第4号の規定による飼養又は保管をする特定動物の数の増減の届出を受理すること。</p> <p>(25)の10 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第4号ロの規定による飼養又は保管をした特定動物に係る報告を受理すること。</p> <p>(26)～(40) (略)</p>	<p>(25)の8 特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成18年1月環境省告示第22号)第3条第1号イの規定による特定飼養施設外における飼養又は保管の届出を受理すること。</p> <p>(25)の9 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第3号の規定による飼養又は保管をする特定動物の数の増減の届出を受理すること。</p> <p>(25)の10 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第3号ロの規定による飼養又は保管をした特定動物に係る報告を受理すること。</p> <p>(26)～(40) (略)</p>
(略)	(略)

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 7月12日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

	警 察 官					警察官以外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補(巡查部長を含む。)	巡 査	小 計		
警 察 本 部	70	123	749	188	1,130	443	1,573
警 察 学 校	1	2	16		19	3	22
警 察 署	60	157	1,639	987	2,843	144	2,987
初 任 科 生				132	132		132
合 計	131	282	2,404	1,307	4,124	590	4,714

附 則

この規則は、公布の日から施行する。